

2 審議会に関する資料

平成 24 年 3 月 28 日

久留米市コミュニティ審議会

会長 古賀 倫嗣 様

久留米市長 楢 原 利 則

校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について（諮問）

久留米市では、「個性・魅力・活力ある中核都市・くるめ」を目指して、市民一人ひとりが輝き、多様な市民活動が連帯するまちを実現するため、市民との協働を基本に、これまで小学校区を単位とした地域主体のまちづくりを進めてまいりました。平成 23 年 4 月には、市内のすべての小学校区で校区コミュニティ組織が設立されたところです。

また、本年 4 月から「久留米市市民活動を進める条例」が施行され、市民活動に関する基本理念のほか、地域コミュニティ組織の役割や市の役割などが明確になります。今後、校区コミュニティ組織においては、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じた地域の活性化に取り組むことが、今まで以上に重要となってまいります。

そこで、校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について、下記の項目について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について
 - (1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について
 - (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について
- 2 校区コミュニティ組織の活性化について
 - (1) 校区コミュニティ組織の機能強化について
 - (2) 行政支援のあり方について
 - (3) 住民の参加促進について

久留米市コミュニティ審議会 委員名簿

選出区分	氏 名	組織・役職名
1号委員 (学識経験者)	古賀 倫嗣	熊本大学教育学部 教授 副学部長
	満岡 誠治	久留米工業大学 工学部 准教授
	古賀 桃子	特定非営利活動法人 ふくおか NPO センター 代表
2号委員 (地域コミュニティ 組織の代表者等)	溝口 寛	久留米市校区まちづくり連絡協議会 会長
	竹村 俊文	田主丸校区まちづくり振興会 会長
	下川 正春	弓削校区まちづくり振興会 会長
	松田 正也	城島校区まちづくり創造会議 会長
	有馬 良信	犬塚校区まちづくり振興会 会長
	諸藤 太助	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (地域連絡部会) ※第1回審議会まで
	井手 和芳	同上 ※第2回審議会から
	湊本 玲子	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (市民学習部会)
	宇野 恵	久留米市校区まちづくり連絡協議会 (事務局連絡会議)
	岡 リツ子	久留米市地区社会福祉協議会連合会 会長
	中野 武則	久留米市地区環境衛生連合会 会長
	池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会 会長
3号委員 (市民公益活動団体 の代表者等)	今村 勲	特定非営利活動法人 久留米市民活動支援機構 代表理事
	古賀 慶子	特定非営利活動法人 栄養ケア・ちっこ (理事)
	村井 麻木	ツインズクラブ久留米 代表
4号委員 (市職員)	吉丸 太	協働推進部 次長
	佐藤 光義	市民文化部 次長
	伊崎 より子	協働推進部 男女平等政策課 課長
5号委員 (市長が特に必要と 認める者)	岩寄 和子	久留米人権擁護委員協議会 会長 ※第4回審議会まで
	江良 猛	同上 ※第5回審議会から
	古沢 美恵子	久留米市社会福祉協議会 常務理事 ※第1回審議会まで
	吉田 裕子	久留米市社会福祉協議会 事務局長 ※第2回審議会から
	高山 美佳	みどりの里づくり推進委員会 委員

(敬称略)

久留米市コミュニティ審議会 開催状況

会議名	開催日	内 容
第 1 回審議会	平成 24 年 3 月 28 日 (水)	(1)審議会の進め方について ①久留米市コミュニティ審議会運営要領 (案) について ②調査・審議事項およびスケジュールについて (2)校区コミュニティ組織に関する課題等について ①久留米市の校区コミュニティ制度 ②校区コミュニティ組織の課題
第 2 回審議会	平成 24 年 5 月 8 日 (火)	(1)第 1 回審議会について ①会議録等の作成及び公開について (2)校区コミュニティ組織と市の協働推進について
第 3 回審議会	平成 24 年 5 月 29 日 (火)	(1)第 2 回審議会について (2)校区コミュニティ組織と市の協働推進について ①答申骨子 (案) について (3)校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について
第 4 回審議会	平成 24 年 6 月 19 日 (火)	(1)第 3 回審議会について (2)校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について ①答申骨子 (案) について
第 5 回審議会	平成 24 年 7 月 24 日 (火)	(1)第 4 回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について ①中間答申 (案) について (3)校区コミュニティ組織の機能強化について
第 6 回審議会	平成 24 年 8 月 21 日 (火)	(1)第 5 回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について ①中間答申 (確認) について (3)校区コミュニティ組織の機能強化について ①答申骨子 (案) について (4)行政支援のあり方について
第 7 回審議会	平成 24 年 9 月 18 日 (火)	(1)第 6 回審議会について (2)行政支援のあり方について ①答申骨子 (案) について (3)住民の参加促進について
中間答申手交式		久留米市コミュニティ審議会中間答申
第 8 回審議会	平成 24 年 10 月 23 日 (火)	(1)第 7 回審議会について (2)住民の参加促進について ①答申骨子 (案) について

会議名	開催日	内 容
第9回審議会	平成24年 11月20日(火)	(1)第8回審議会について (2)校区コミュニティ組織の活性化について ①答申(案)について (3)最終答申(構成案)について
第10回審議会	平成24年 12月27日(木)	(1)第9回審議会について (2)答申書(案)について (3)第10回審議会に関する議事録の確認について (4)答申書の手交について
答申書手交式	平成25年 1月29日(火)	久留米市コミュニティ審議会答申

久留米市コミュニティ審議会規則

平成24年1月31日

久留米市規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市附属機関の設置に関する条例(昭和33年久留米市条例第8号)第3条の規定に基づき、久留米市コミュニティ審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 地域コミュニティ組織の代表者等
 - (3) 市民公益活動団体の代表者等
 - (4) 市職員
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 2 市長は、審議会に対し諮問することを必要と認めるときは、その都度、審議会の委員を任命し、又は委嘱するものとする。
- 3 委員は、審議会が市長の諮問に係る第2条の事務を終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前の会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決する

ことができない。

- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、協働推進部において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

久留米市コミュニティ審議会運営要領

(趣旨)

第1条 久留米市コミュニティ審議会（以下「審議会」という。）の運営及び事務取扱いを円滑にするため、久留米市コミュニティ審議会規則（平成24年1月31日 久留米市規則第2号）第7条に基づき、この要領を定めるものとする。

(会議の通知)

第2条 会長は、審議会の議事日程を定め、あらかじめ審議会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議録)

第3条 審議会の会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開催年月日時
 - (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
 - (3) 議案に関する議事及び議決の状況
 - (4) 議案及び関係資料
 - (5) その他審議会が必要と認める事項
- 2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確になるよう作成し、審議会の会議において、又は会長があらかじめ指名した者により、確認を得るものとする。

(会議の公開及び傍聴定員)

第4条 審議会の会議は、公開とする。

- 2 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会議の受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示により、傍聴席に入るものとする。
- 3 傍聴定員は、会場の都合等によりその都度会長が定める。また、傍聴者多数の場合は、抽選とする。

(会議資料の配付)

第5条 審議会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）に会議資料を配付する。この場合において、傍聴者に配付する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第6条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第7条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等、会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

- 第8条 久留米市情報公開条例第32条第1項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。
- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
 - 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、傍聴者を会場から退去させるものとする。

(補則)

第9条 この要領に規定のない事項は、その都度定める。

附 則

この要領は、平成24年3月28日から施行する。

